

平成30年度

第5回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

平成30年8月9日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、平成30年度第5回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	23件
議案第3号	相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について	2件
議案第4号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	14件
議案第5号	農用地利用配分計画（案）の意見について	2件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	10件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	13件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	29件
報告第4号	地目変更について	25件
報告第5号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	1件

<出席委員> (16名)

1番	石井一也	2番	市原律子
3番	横山清亮	4番	小川友安
5番	清宮惠理子	7番	浅川政明
8番	長谷川秀明	9番	高橋芳和
10番	竹下洋一	11番	秋庭重樹
12番	中村浩道	13番	西郡高夫
14番	伊原茂久(職務代理者)	15番	齊藤元治
16番	長谷部衡平(会長)	17番	橋本泉

<欠席委員> (1名)

6番 齊藤憲次

<事務局説明員>

事務局長	松浦良恵	次長	岡本茂之
次長補佐	橘菌俊朗	農地指導班長	今井正隆
農地利用最適化推進班長	福島悟	農地審査班長	江上章子

開 会 (午前10時00分)

議長
(長谷部会長)

ただいまより、平成30年度第5回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中16人で総会は成立しております。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 12番 中村 浩道 委員

議席番号 15番 齊藤 元治 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班
(西郡班長)

ご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。

はじめに第1項です。

お手元の資料1ページから4ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区御殿町に所在する法人が、義務者であります同区源町在住の方が所有する緑区大木戸町の農地を、新規就農のため、所有権を移転するものです。

面接した権利者によりますと、農地以外の土地にて既にシイタケ栽培の実績があり、将来的に経営規模を拡大したい意向とのことです。

申請地の取得後の作目は、シイタケを予定しております。

次に第2項です。

お手元の資料5ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区平川町に所在する法人が、同区越智町に在住の方が所有する同区平川町の農地を、既存農場拡大のため、賃借権を設定するものです。

申請地の取得後の作目は、トマトを予定しております。

次に第3項です。

お手元の資料6ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区千城台西1丁目に在住の方が義務者であります同区都賀2丁目に在住の方が所有する同区貝塚町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、フキを予定しております。

次に第4項です。

本項は次の第5項と関連案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料7ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区千城台西1丁目に在住の方が、第4項は、義務者であります若葉区都賀2丁目に在住の方が所有する同区貝塚町の農地を、第5項は義務者であります美浜区幸町2丁目に在住の方が所有する若葉区貝塚町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、フキを予定しております。

次に第6項です。

お手元の資料8ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区大井戸町に在住の方が義務者であります同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、イモ類、トウモロコシ等を予定しております。

事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ございますか。

——— 質問・意見等なし ———

質問、意見等ないので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。

事前審査第1班
(西郡班長)

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、説明をお願いします。

ご説明いたします。

第1項から第17項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

第1項です。

本項は第2項から第16項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書4ページをご覧ください。

資料は9ページから11ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、特定流通業務施設用地とするため、所有権を移転及び賃借権を設定するものです。

申請土地は、武石インターチェンジから北東に約2キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

現況は農地で、周辺は農地と商業施設が混在しております。

被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透槽にて流出抑制後、側溝に接続します。

また、ブロックを設置し土砂の流出を防止します。

他法令関係は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び都市計画法に該当し、現在手続中です。

本案件は合計転用面積が20,000平方メートルを超えることから、許可権者は千葉市農業委員会会長ではなく、千葉市農業委員会にて意見を決定後、千葉県知事が許可の判断を行うこととなります。

次に、第17項です。

お手元の資料12ページから14ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、車両置場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから東に約1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから第2種農地と判断いたしました。

現況は農地で、周辺は農地と資材置場が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。
また、木板を設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第18項です。

本項は第19項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料15ページをご参照ください。

本案件は、休憩所用地とするため、賃借権を設定するものです。
申請土地は、京成線実籾駅から東に約700メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、汚水は汚水管に接続し、雨水は貯留施設にて流出抑制後、側溝に接続します。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続中です。

次に、第20項です。

お手元の資料16ページをご参照ください。

本案件は、資材置場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、JR都賀駅から北に約1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、雨水は自然浸透で処理します。

また、土留めを設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第21項です。

本項は第22項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料17ページをご参照ください。

本案件は、平成30年度第3回総会で審議された案件ですが、許可後に申請者より権利設定の内容について賃借権の設定から所有権の移転に変更したい旨の申し出があったため、新規の許可申請に至ったものです。

変更点としましては、対象農地、権利設定の内容、所要金額になりますが、変更のない部分も含めて再度ご説明いたします。

本案件は、休憩所用地とするため、所有権を移転するものです。
申請土地は、武石インターチェンジの北に位置する農地です。
農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

被害防除は、汚水は汚水管に接続し、雨水は浸透施設にて流出

抑制後、側溝に接続します。

また、擁壁、ブロックにて土砂の流出を防止します。

次に、第23項です。

お手元の資料18ページをご参照ください。

本案件は、平成30年度第3回総会で審議された案件ですが、許可後に申請者より権利設定の内容について賃借権の設定から所有権の移転に変更したい旨の申し出があったため、新規の許可申請に至ったものです。

変更点としましては、地積、権利設定の内容、所要金額になりますが、変更のない部分も含めて再度ご説明いたします。本案件は、貸店舗用地とするため、所有権を移転するものです。申請土地は、武石インターチェンジから北東に約400メートルに位置する農地です。

農地区分は、集団的に存在している農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。

第1種農地は原則転用不可ですが、農地法施行規則第35条第1項第4号に規定する、県道沿いに設置される休憩所にあたるため、例外として認められるものです。

被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後、側溝に接続します。

また、ブロック、フェンスを設置して土砂の流出を防止します。

事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

事務局より補足説明をお願いします。

事務局

第1項から第16項について、事前審査会にて質疑のあった事項について補足説明いたします。

申請地付近に学校があるため、児童への安全対策について申請者に確認したところ、登下校の時間には車両の通行を控えるとの説明がありました。

また、昨年10月と今年5月に住民説明会を開催し、引き続き地域の方のご意見・ご要望を取り入れて事業を進めていく意向であるとのことでした。

以上を補足いたします。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

橋本委員

特定物流業務施設とはどのような施設なのですか。
また、他法令との調整について教えてください。

事務局

流通業務施設の中でも、高速道路のインターチェンジや貨物駅といった社会資本周辺に位置しており、特に輸送において利便性の高いもので流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づいて認定されるものです。

他法令との調整につきましては、総会にて審議された後、各所管課と審査状況について情報共有し、該当する申請すべての許可要件が整い次第農地法の許可が出ることとなります。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第1班班長及び事務局の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号第1項から16項は許可相当、それを除く議案第2号は許可と決定いたします。

次に、議案第3号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたします。
事前審査第1班班長、ご説明願います。

事前審査第1班
(西郡班長)

ご説明いたします。
議案書の16ページをご覧ください。
第1項、2項ともに、千葉東税務署管内の20年経過予定案件です。

第1項です。
若葉区若松町在住の農業相続人が、同町の畑1筆、面積1,234.5平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、7月13日の現地調査により、鈴木推進委員に確認し

ていただきました。

第2項です。

若葉区多部田町在住の農業相続人が、同町の畑18筆、田5筆、合計面積17,278平方メートルについて、税務署の了承を得て電力会社が施工する工事の工事用搬入路として、一時転用している一部の農地を除き、すべて自ら耕作の用に供していることを、7月25日の現地調査により、高橋推進委員に確認していただきました。

事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、確認書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

———— 質問・意見等なし ————

質問、意見等ないので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

———— 挙手 ————

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は、承認と決定いたします。

次に、議案第4号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

議案第4号の「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」ですが、第11項の義務者が〇〇委員の同居の親族となっております。

議案に関係する委員については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができないとされております。

従いまして、第1項から第10項及び第12項から第14項をはじめに審議、採決をいただき、最後に第11項の審議、採決をいたします。

事前審査第1班
(西郡班長)

それでは、第1項から第10項及び第12項から第14項について事前審査第1班班長、説明をお願いします。

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項は、若葉区上泉町在住の方の所有する、同町の畑1筆、面積1,957平方メートルを同区中田町所在の農地所有適格法人に所有権を移転するもので、対価は5,919,900円です。

続いて、第2項及び第3項は、権利者が同一のため、一括してご説明します。

花見川区さつきが丘在住の農家の方が、同区畑町在住の方、他1名の方の所有する同町の畑4筆、合計面積12,633平方メートルに賃借権を新規に設定するもので、設定期間は第2項が6年、第3項が3年です。

続いて、第4項から第9項は、権利者が同一のため、一括してご説明します。

若葉区野呂町在住の方が、同町在住の方、他7名の方の所有する若葉区野呂町、緑区下大和田町の田5筆、畑9筆、合計面積35,309平方メートルに第4項から第6項が使用貸借権、第7項から第9項が賃借権を新規に設定し、農業経営を開始するもので、設定期間はいずれも10年です。

続いて、第10項は、若葉区小間子町在住の農家の方が、稲毛区萩台町在住の方の所有する若葉区小間子町の畑1筆、面積5,000平方メートルに使用貸借権を引き続き設定するもので、設定期間は6年です。

続いて第12項から第14項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件のため、一括してご説明します。

千葉県園芸協会が若葉区中野町在住の方、他2名の方の所有する田2筆、畑2筆、合計面積14,518平方メートルに使用貸借権又は賃借権を設定するもので、設定期間は第12項及び第13項が5年、第14項が10年です。

第1項から第10項及び第12項から第14項までの合計面積は69,417平方メートルです。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

橋本委員

第4項から第9項について、二点質問があります。

面積上農地中間管理事業の対象となると思いますが、何故利用しなかったのですか。

二つ目ですが、本件は新規就農とのことですが、新規就農者の営農計画の審査に関して農業経営基盤強化促進法と農地法との違いを教えてください。

事務局

新規就農者には農地中間管理事業はなじまなかったため利用しませんでした。今後、経営規模を拡大したい相談があった際にはご案内していく意向です。

新規就農における営農計画の審査の違いですが、農業経営基盤強化促進法については農政センターで開催している研修会や就農準備会にて審査され、農地法で申請していただいた方については委員の面接を受けることとなります。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等ないので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は、第11項を除き原案どおり決定いたします。

続いて、第11項について審議しますので、関係委員については、恐れ入りますが退室をお願いします。

議場	————— 関係委員 退室 —————
議長 (長谷部会長)	それでは、第11項について、事前審査第1班班長、ご説明願います。
事前審査第1班 (西郡班長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>第11項は、若葉区野呂町在住の農家の方が、同区原町在住の方の所有する同区野呂町の畑3筆、合計面積12,748平方メートルに賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は6年です。</p> <p>本件につきましても、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
	————— 質問・意見等なし —————
	<p>質問、意見等ないので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	————— 挙 手 —————
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第4号第11項は、原案どおり決定いたします。</p> <p>それでは、事務局、関係委員の入室をお願いします。</p>
議場	————— 関係委員入室 —————
議長 (長谷部会長)	<p>次に、議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。</p> <p>本案件は、総会にて審議を行う案件として、事前審査第1班では、事務局による議案説明を行い、意見決定は行っておりません。</p>

また、本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、千葉市長からの依頼により意見を申述するものです。

本日、説明員として、市農政部の方の出席をお願いしておりますので、入室をお願いします。

議場

=== 農政部入室 ===

議長
(長谷部会長)

それでは、「農用地利用配分計画」について市農政部よりご説明いただく訳ですが、第1項の権利者が〇〇委員、第2項の権利者が〇〇委員となっております。

議案に関係する委員については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができないとされております。

はじめに、第1項の説明に入りますので、恐れ入りますが関係委員には一旦退席をお願いします。

議場

——— 関係委員 退室 ———

議長
(長谷部会長)

それでは、「農用地利用配分計画」の第1項について市農政部よりご説明願います。

農政部

議案第5号第1項議案について、ご説明いたします。

23ページに記載のあります「議案第4号第12項から第13項」と併せてご覧ください。

本案件は、農地中間管理事業の実施により、「議案第4号第12項から第14項」でご審議いただきました中間管理権取得予定農地を、農地中間管理機構である千葉県園芸協会が、経営規模の拡大を希望する担い手へ貸し付けるため、市長が農業委員会に対して、農用地利用配分計画(案)について、意見を求めるものです。

意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と担い手の貸借が成立します。

第1項は、若葉区中野町の田2筆、面積計2,662平方メートルを、若葉区中野町在住の方に使用貸借権設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成35年8月31日までの約5年となります。

本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号」に規定する要件を満たしているものと判断いたします。

議案第5号第1項の説明は以上となります。

議長
(長谷部会長)

ただいまの農政部の説明について、質問等ございましたらお願い
いたします。

なお、本案件に係る意見につきましては、市農政部退室後、改め
て、お伺いいたします。

———— 質問等なし ————

質問等ないようですので、ここで、市農政部の方は一旦退室を
お願いします。

議場

=== 農政部退室 ===

議長
(長谷部会長)

それでは、引き続き、ただいまの農政部の説明を踏まえ、千葉
市に付すべき意見がありましたらお願いします。

———— 意見なし ————

付すべき意見がないようですので、お諮りします。
農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することとに
賛成の方は、挙手願います。

議場

———— 挙手 ————

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、第1項は、「意見なし」と決定い
たします。

議場

———— 関係委員 入室 ————
=== 農政部 入室 ===

議長
(長谷部会長)

続きまして、第2項について市農政部の説明に入りますので、
関係委員には一旦退席をお願いします。

議場

———— 関係委員 退室 ————

議長
(長谷部会長)

それでは第2項について市農政部よりご説明願います。

農政部

議案第5号第2項議案について、ご説明いたします。
24ページに記載のあります「議案第4号第14項」と併せてご
覧ください。

農地中間管理事業については、議案第5号第1項議案にて説明したとおりとなります。

第2項は、若葉区野呂町の畑2筆、実測面積計11,856平方メートルを、緑区誉田町二丁目在住の方に賃借権設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成40年8月31日までの約10年となります。

本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号」に規定する要件を満たしているものと判断いたします。

議案第5号第2項の説明は以上となります。

議長
(長谷部会長)

ただいまの農政部の説明について、質問等ございましたらお願いいたします。

なお、本案件に係る意見につきましては、市農政部退室後、改めて、お伺いいたします。

———— 質問等なし ————

質問等ないようですので、ここで、市農政部の方は退室をお願いいたします。

今日は、ご多忙のところありがとうございました。

議場

=== 農政部退室 ===

議長
(長谷部会長)

それでは、引き続き、ただいまの農政部の説明を踏まえ、千葉市に付すべき意見がありましたらお願いいたします。

———— 意見なし ————

付すべき意見がないようですので、お諮りします。

農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することと賛成の方は、挙手願います。

議場

———— 挙 手 ————

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、第2項は「意見なし」と決定いたします。

議場

———— 関係委員 入室 ————

議長
(長谷部会長)

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第5号までを一括して上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。

議案書の27ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案書の30ページまでに10件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の31ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の32ページまでに13件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の33ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の37ページまでに29件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の38ページをご覧ください。

報告第4号「地目変更について」は、申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、議案書の40ページまでに25件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の41ページをご覧ください。

報告第5号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第4条)」は、1件ございました。

内容につきましては、7月の総会で審議されたもので、7月13日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの報告第1号から第5号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

——— 質問・意見等なし ———

質問、意見等ないようです。
これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。
また、事務局より追加の報告事項がありますので、お願いします。

事務局

先月開催いたしました、第4回総会で農地転用許可後の事業実施状況について確認する機会があった方が良いとのご提案を受け、8月7日に開催された事前審査会では、平成29年度第5回総会で許可決定された案件の現地調査を行いましたことを報告させていただきます。

本日、机上に配付しております資料「抜粋：平成29年度第5回総会議案」のとおり、花見川区大日町で貸農業用施設用地として転用事業を行った事案です。

計画通りに事業が進められており、近日中に完了報告を提出するとのことでした。

事務局では、転用許可後の完了確認を適切に行うのはもちろんのこと、農業委員・推進委員の皆様にご継続してこのような事業実施の確認をしていただく機会を積極的に設けていく予定でございますので、引き続きよろしくごお願いいたします。

議長
(長谷部会長)

以上をもちまして、平成30年度第5回千葉県農業委員会総会を閉会いたします。
委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉会（午前11時55分）